

一部ユニット型施設・事業所の申請等について

このことについて、平成23年9月1日付けで「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）」が施行されたことに伴い、下記のとおり取り扱いとなります。

1 対象施設

一部ユニット型施設

（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護のうち従来型居室とユニット型居室が混在した施設）

2 規定の変更

- 「ユニット型部分」と「ユニット型以外（従来型）の部分」として指定
一部ユニット型施設・事業所について、平成23年9月1日以降の指定等の更新時期に、「ユニット型部分」と「ユニット型以外（従来型）の部分」はそれぞれ別施設（事業所）としての指定となります。

3 手続きの方法

- 申請時期
現行の指定有効期間満了のための指定更新申請時。
- 申請方法
 - ・ユニット型部分
新たに新規申請の手続きが必要です。
 - ・ユニット型以外（従来型）の部分
通常の下指定更新の手続きとなります。

（例外）

ユニット型以外（従来型）の部分の定員が29名以下の介護老人福祉施設

- ・ユニット型部分
通常の下指定更新の手続きとなります。

※ 介護老人福祉施設が別施設なる際に定員が29名以下となる場合は、地域密着型介護老人福祉施設として指定を受けることとなります。地域密着型介護老人福祉施設については市町による指定となりますので、事前に各市町と協議してください。

4 注意すべき事項

○ 事業所番号

下記を除き、事業所番号は別指定となった後もそれぞれ従来と同じ番号を使用します。

(事業所番号が新たに付番される場合)

- ・ 新たに地域密着型介護老人福祉施設の指定を受ける場合
- ・ 当該指定（更新）申請に併せて施設名を変更する場合

○ 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護について

短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の指定更新時期が異なる場合、それぞれの指定更新時に上記申請が必要です。

5 指定事項変更届等の手続き

別の施設（事業所）であるため、「ユニット型」「ユニット型以外」いずれの届出等であるかを分かるように、届出書等に記入してください。

※ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表についても、「ユニット型」「ユニット型以外」双方の施設（事業所）でそれぞれ必要となります。